

【 理事長声明 】

日本学術会議法に則り、すみやかに推薦候補者全員の任命を求めます

2020年10月16日

埼玉県保険医協会 理事長 大場敏明

2020年10月1日から任期が始まる日本学術会議（以下、同会議）の新会員について、同会議が推薦した会員候補105人のうち6人の任命を菅義偉内閣総理大臣が拒否したことが報じられている。

日本学術会議法上で、会員の選考権限を持つのは同会議のみで、内閣総理大臣は同会議から推薦を受け任命をすることのみが定められている。内閣総理大臣による任命拒否、一部の任命拒否は法に反するものであり、99人のみを任命することも法的には認められていない。また、1983年に当時の中曽根首相が「政府が行うのは形式的任命にすぎない」と国会で答弁していたことにも反するなど、今回のように同会議からの推薦者の任命を拒否したり、一部のみを任命することは、長年の政府解釈からも逸脱している。

また、その後の報道で菅総理が「同会議作成の105人の推薦リストを見ていない」と述べるなど、新たに法に反する疑いも浮上し、政府内の対応について、さらなる説明が求められる事態を招いている。当初、菅総理は同会議に国費が投入されていると説明したり、その後も政府内や与党の一部では学術会議の見直しを俄に言及しているが、いずれも論点のすり替えにほかならない。

学術分野の専門性や独立性を尊重し、自由な研究や言論活動が保障される中でこそ、学術や科学的知見は発展を遂げられる。同会議会員の任命を拒否するという行為は、それらを軽視、冒涇するものであり、政府から独立する同会議への不当な圧力、介入である。憲法が保障する「学問の自由」を脅かすものといえ、憲法違反との世論の指摘もやむを得ない。

埼玉県保険医協会は憲法に基づく法律の公平性や科学的根拠・知見に基づき医療を実践するという私たちの活動方針に照らし、同会議の新会員の任命拒否に対して強く抗議する。

法令の遵守は、保険医療の分野においても個別指導や監査等でも厳しく求められているが、内閣総理大臣や政府関係者にあっても法令の遵守は当然である。法治国家である日本において、内閣総理大臣の違法行為が放置されることがあってはならない。

今回の事態は、菅総理や政府がいくら釈明をしても、取り繕うことはできない。混乱を収束させるためにも、推薦された105人全員を日本学術会議の新会員にすみやかに任命をすること求める。

以上